

## バカンス法の制定を求める意見書

わが国では、二十年以上も続いた経済の低迷を脱するため、成長分野への投資や人材の移動を加速することにより、企業収益の改善を促し、消費の増とそれによる新たな投資の誘発を図ることを目的とした成長戦略の実施により、都市部においてはようやく消費と企業業績に回復の兆しが見え始めたところである。また政府は地方における人口減少対策や東京一極集中の解消のため、地方創生に取り組んでいる。

一方、国民はモノの豊かさだけでなく「心の豊かさ」を求めて、ゆとりや安らぎのある生活への指向が顕著になっており、長期休暇の取得を促進するとともに、滞在型余暇活動の推進を図り、国民の心身の健康の増進と新たな雇用の創出を進めていくことが期待されている。

これらに対応するために大分県においては、全国に先駆け旅館業法と食品衛生法上の許可要件の緩和を実施し、地域との交流を楽しむ滞在、体験型観光グリーンツーリズム等の推進に取り組み、農山漁村の活性化や雇用創出に実績を上げてきたところであるが、我が国における休暇取得形態が盆、正月期間への集中型であることなどから短期滞在が主体であり、本来の機能が果たせていない状況になっている。

国はポジティブ・オフ運動や家族の時間作りプロジェクトを提唱するなどにより、効果的な休暇取得による国民の健康維持や、観光交流人口の拡大を通じた地域活性化に取り組んでおり、今後さらに休暇を取得しやすい職場環境の整備やこどもの休みの多様化・柔軟化など、休暇に対する国民意識の変革に向けた取り組みを進めていくためには、欧州におけるバカンス法のような制度の導入が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、経済活性化に観光サービス産業の重要性と国民の健康の増進及び農山漁村の活性化への寄与に鑑み、休暇の連続取得や分散取得など休暇制度の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9月29日

大分県中津市議会